

亀山市告示第112号

亀山市道路用地等境界確認事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月16日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市道路用地等境界確認事務取扱要綱の一部を改正する告示

亀山市道路用地等境界確認事務取扱要綱（平成24年亀山市告示第84号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 関係土地所有者等 境界確認に係る土地の所有者その他の公物管理者等境界確認のための立会に必要と認められる者をいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(代理人への委任)</p> <p>第5条 申請者は、原則として、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条第1項の規定に基づく登録を受けた者又は測量法（昭和24年法律第188号）<u>第51条の4第1項</u>の規定に基づく登録を受</p> | <p>(定義)</p> <p>第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 関係土地所有者等 境界確認に係る土地の所有者その他の公物管理者、<u>関係地区の自治会長等</u>境界確認のための立会に必要と認められる者をいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(代理人への委任)</p> <p>第5条 申請者は、原則として<u>行政書士法（昭和26年法律第4号）第6条の規定に基づく登録を受け、かつ、</u>土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条第1項の規定に基づく登録を受けた者又は測量法</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>けた者を代理人として、境界確認を委任できるものとする。</p> <p>2 [略]</p> | <p>(昭和24年法律第188号) 第49条の規定に基づく登録を受けた者を代理人として、境界確認を委任できるものとする。</p> <p>2 [略]</p> |
| <p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>                    |   |

附 則

この告示は、公表の日から施行する。